

米沢市スポーツ振興事業 活動補助金交付要綱

1. 目的 地区でのスポーツ活動を応援し、活動の活性化や振興に対して補助金を交付する。

2. 対象者 (一財)米沢市スポーツ協会(以下当協会と称す)加盟の地区団体

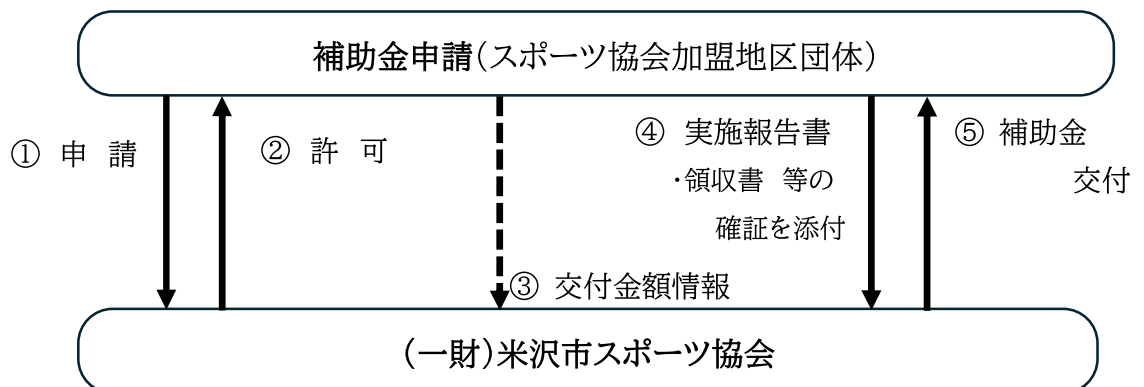
3. 補助対象 地域活動全般に対する補助

例) 熱中症対策としての飲料水 等

注:備品などは、対象外となります。

3. 補助額 上限 10,000 円 / 地区
但し、振込の場合は5項の(2)による。

4. 申請手順



注:④項実施報告書提出前に、交付金の準備の都合上③項の交付金情報を協会事務局にメール等にて報告願います。

5. その他 (1)申請後交付対象にならないと判断した場合は、取り下げる場合もあります。
(2)補助金は、(一財)米沢市スポーツ協会事務所にて交付を実施する。
但し、振込を希望の場合は、振込手数料並びに事務処理費(10%)を差し引きさせていただきます。

<作成>

2026年 6月 18日

一般財団法人米沢市スポーツ協会